

八街市議会インターネット中継の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開かれた議会を広く市民に公開し、一層の推進を図ることを目的に、本会議のインターネット中継（生中継及び録画中継をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 議場の設備を用いて会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 生中継 中継映像の撮影と同時にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。
- (3) 録画中継 中継映像をデータとして記録し、編集を行った後にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。
- (4) 本会議 全議員で構成する議会の会議で、定例会初日、一般質問日、議案に対する質疑日及び最終日のことをいう。

(インターネット中継の対象)

第3条 インターネット中継の対象は、本会議の開会から閉会までとする。

(録画中継における編集)

第4条 録画中継における編集は、次のとおりとする。

- (1) インターネット上の視聴の利便性を高めるため1日単位又は一般質問者単位の区分とする。
- (2) 八街市議会会議規則（平成4年議会規則第3号）第65条の規定により発言の取消し又は訂正があったときは、該当する箇所を削除する。
- (3) 休憩中の映像は、削除する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が録画中継を行わない特別の理由があると認めるときは、削除又は編集加工する。

(録画中継の配信期間)

第5条 録画中継は、原則として、会議のあった日よりおおむね5日（八街市

の休日に関する条例（平成元年条例第19号）第1条第1項に規定する日を除く。）後から開始し、4年間配信するものとする。

（被写体）

第6条 被写体は、発言者があるときは発言者を主として撮影し、その周辺の議員又は執行機関の出席者も撮影の対象とする。

（映像配信の中止）

第7条 議長は、不慮の事態、事故等やむを得ない事情があると認めるときは、インターネット中継を中止することができる。

（著作権の帰属）

第8条 中継映像の著作権は、八街市に帰属し、八街市議会が管理する。

2 配信映像は、議長の許可なく他に使用することを禁ずる。

（免責）

第9条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことに起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

（インターネット中継の位置付け）

第10条 インターネット中継は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを明示するものとする。

（庶務）

第11条 インターネット中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターネット中継に関し必要な事項は、議会運営委員会に諮り議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。